土砂災害警戒区域等指定のための「土砂災害調査予定箇所」の公表について

1「土砂災害警戒区域等」とは

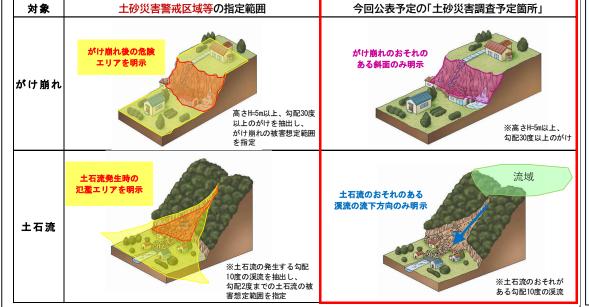
- ●土砂災害警戒区域等とは、土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある 土砂災害警戒区域(イエローゾーン)と著しい被害のおそれがある 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)の2つを指します。
- ●県は、土砂災害のおそれがある箇所の調査(以下「基礎調査」)をした上で土砂災害警戒区域等を指定し、その後市町村がこれら区域に係る避難計画の策定を行います。

2 新たに箇所抽出するに至った背景

●近年、土砂災害警戒区域等以外の地区における土砂災害が頻発していることから、国の方針に基づき、より詳細な調査を行うことで、これまで把握できていなかった土砂災害のおそれがある箇所を新たに抽出し、基礎調査の実施により危険性を確認するものです。

3 今回公表する「土砂災害調査予定箇所」とは

- ●宮城県では、土砂災害警戒区域等が約8,500区域指定されていますが、新たに土砂災害のおそれのある箇所を約18,700抽出しました。
- ●今後、これら箇所を基礎調査し、順次土砂災害警戒区域等の指定を進めていきますが、全てを指定するまでに数年間を要するため、事前に「土砂災害調査予定箇所」を公表することとしました。
- ●土砂災害警戒区域等の指定範囲は、「土砂災害が発生し、被害が想定される土地まで」ですが、 今回公表する「土砂災害調査予定箇所」は「がけ崩れの発生するおそれがある斜面」「土石 流が想定される流域と流下方向」となります。
- ●今後、基礎調査を進め、被害が想定される区域が明らかになれば、土砂災害警戒区域等が指定され、防災計画やハザードマップに反映されることになります。

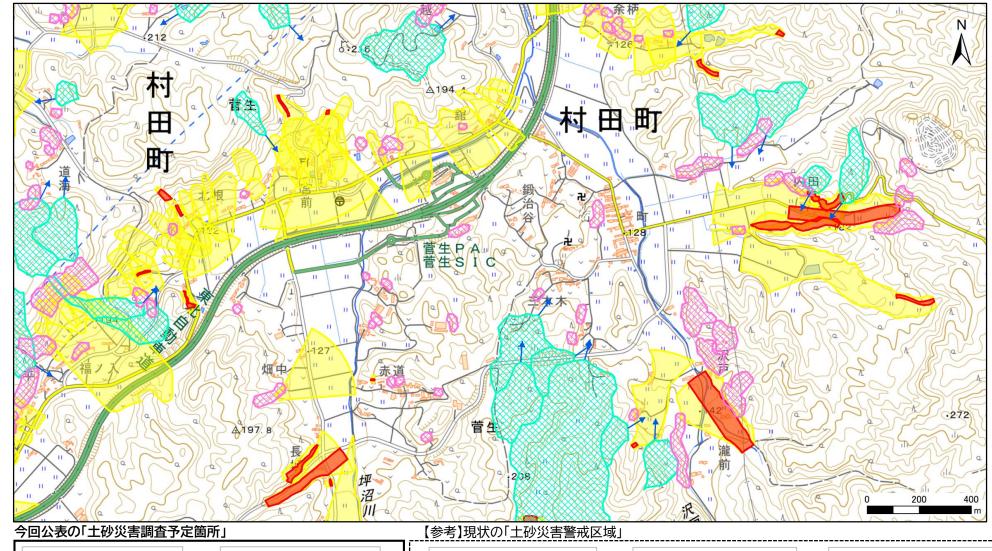


4 今回公表する箇所の確認のしかた

●宮城県砂防総合情報システム(MIDSKI) 下記URL又は右のQRコード https://www.doshasaigai.pref.miyagi.jp/midski/







今回公表「土砂災害調査予定箇所」 急傾斜地の崩壊が想定される斜面

今回公表「土砂災害調査予定箇所」 土石流が想定される流域と流下方向







